

◎新潟県病院局告示第9号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年10月8日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟県新潟市中央区米山1丁目11番地11
株式会社エム・エス・シー
- 3 委託期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで